

運 航 基 準

令和４年４月１日

青函フェリー株式会社

目 次

第１章 目的

第１条 目的

第２章 運航の可否判断

第２条 発航の可否判断

第３条 基準航行の中止条件等

第４条 入港中止条件等

第４条の２ 運航の可否判断等の手順図

第４条の３ 運航の可否判断等の記録

第３章 船舶の航行

第５条 航海当直配置等

第６条 運航基準図等

第７条 基準経路

第８条 速力基準等

第９条 船長が甲板上の指揮をとるべき海域等

第１０条 特定港法

第１１条 通常連絡等

第１２条 連絡方法

第１３条 曳船の使用基準

第１４条 機器点検

第１５条 記録

別表１－１ 運航の可否判断の手順

別表１－２ 運航中止条件記録表

別表１－３ 旅客船航路欠航／遅延協議報告書等

別表２ 航海当直配置表

別表３ 運航基準図

別表４ 運航基準図（連絡地点）

別表５ 速力基準

別表６ 特定航法

別図１

別図２

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、函館～青森航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航中止条件

(発航の可否判断)

第2条 発航前に運航を中止すべき条件は、発航地港内及び航行予定の海域上の気象・海象・水象(風速、視程及び波高)に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。ただし、第5条に定める狭視界出入港部署配置とし、かつ、港内における基準速力を減じて航行する場合は、視程400m以上に達すれば発航できるものとする。なお、函館港においては以上の措置の外に先導船の配置を行った場合には、視程300m以上に達すれば発航できるものとする。

港・地点名 \ 気象・海象	風 速	波 高	視 程
函館港・青森港	18m/s以上	1.5m以上	500m以下
津軽海峡海域上	25m/s以上	5m以上	500m以下

- 2 船長及び(副)運航管理者は、青森港及び函館港の発航予定時刻の1時間前時点及び発航予定時刻直前の10分前時点に、前項の気象・海象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。

港・地点名 \ 気象・海象	情報の入手元		
	風 速	波 高	視 程
函館港・青森港	目視・風向風速計・ウエザーニューズ・灯台気象等		
津軽海峡海域上			

- 3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の発航中止を決定し、旅客の下船その他の適切な措置をとること。
- 4 船長及び運航管理者は、第2項により入手した気象・海象に関する情報や予報の他、発航を中止すべき事実を把握したときは、発航を中止すること。

(基準航行の中止条件等)

第3条 基準航行を中止すべき条件は、基準航行を継続した場合に、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあるとき、積載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあるとき並びに航行予定の海域上の気象・海象・水象に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

地 点 名	基準航行中止条件		
	風 速	波 高	視 程
津軽海峡海域上	25m/s以上	5m以上	500m以下

- 2 船長及び(副)運航管理者は、管理船舶の航行中、常時、前項の気象・海象・水象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。

地 点 名	情報の入手元		
	風 速	波 高	視 程
津軽海峡海域上	目視・風向風速計・ウエザーニューズ・灯台気象等		

- 3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、基準航行中止を決定し、反転、避難、避泊その他の適切な措置をとること。

(入港中止条件等)

第4条 航行中に入港をすべき条件は、入港予定港内の気象・海象・水象に関する情報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

港・地点名	入港中止条件		
	風 速	波 高	視 程
函 館 港	18m/s以上	1.5m以上	500m以下
青 森 港	18m/s以上	1.5m以上	500m以下

- 2 船長及び(副)運航管理者は、航行中の管理船舶の入港予定時刻1時間前時点に、前項の気象・海象・水象に関する情報について、次に掲げるとおり入手すること。

港・地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
函館港	目視・風向風速計・ウエザーニューズ・灯台気象等		
青森港			

- 3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、管理船舶の入港中止を決定し、適宜の海域での錨泊その他の適切な措置をとらなければならない。

(運航の可否判断等の手順図)

第4条の2 本章各条に規定する運航の可否判断の手順をまとめた図は別表1-1のとおりとする。

(運航の可否判断等の記録)

第4条の3 運航管理者及び船長は、運航の可否判断（判断に至った気象・海象・水象(風速、視程及び波高)情報を含む。）、運航中止の措置及び協議の内容を「航海日誌及び旅客船航路欠航／遅延協議報告書等(別表1-3)」に記録し、最後に記録された日から1年間保存するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合おける反転、避泊、錨泊その他の措置については、判断理由を記載すること。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

(航海当直配置表は別表2の通りとする)

- (1) 出入港配置
- (2) 狭視界出入港配置
- (3) 通常航海当直配置
- (4) 狭視界航海当直配置
- (5) 荒天航海当直配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図（別表3）の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点の位置並びにこれらの相互間の距離
 - (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
 - (3) 標準運航時刻（起点、終点の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
 - (4) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
 - (5) 船長が（副）運航管理者と連絡をとるべき地点……運航基準図（別表4）
 - (6) その他航行の安全を確保するために必要な事項
- 2 船長は、基準経路、第3条第1項の近接海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用基準航路を周年経路とする。

- 2 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。
- 3 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、別表5のとおりとする。

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、法令に定めるとき及び次に掲げる海域を航行するときは、甲板にあつて自ら船舶を指揮しなければならない。

- (1) 青森港入出港

- (2) 函館港入出港
- (3) 荒天時航海
- (4) 狭視界時航海
- (5) その他必要と認める時

(特定航法)

第10条 各船舶の航法は別表6「四社会所属船相互の行会船に関する申し合わせ事項」により航行しなければならない。

(通常及び入連絡等)

第11条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、当該地点を管理する本社又は支店の(副)運航管理者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

- (1) 連絡地点
 - ① 函館発、青森着便……平館平行地点
 - ② 青森発、函館着便……大間崎と矢越を結ぶ地点
- (2) 連絡事項
 - ① 通過地点名
 - ② 通過時刻
 - ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
 - ④ 入港予定時刻
 - ⑤ 曳船希望の有無、その他(副)運航管理者の援助を必要とする事項
 - ⑥ その他運航管理上必要と認める事項

2 前項の連絡を受けた(副)運航管理者は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については引き続き連絡するものとする。

- (1) 着岸岸壁の指定
- (2) 着岸岸壁の使用船舶の有無
- (3) 着岸岸壁付近の停泊船舶及び航行船舶の状況
- (4) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪(風浪、うねりの方向、波高)及び潮流(流向、流速)
- (5) 曳船の準備状況その他操船上の参考となる事項

3 (副)運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第12条 船長と(副)運航管理者との間で常時連絡をとるための通信手段は、次の方法による。

	区 分	連 絡 先	連 絡 方 法
(1)	通常の場合	支 店	船舶電話・携帯電話(NTT)
(2)	緊急の場合	本 社 又 は 支 店	船舶電話・携帯電話(NTT) IP無線機

(曳船の使用基準)

第13条 (副)運航管理者は、船舶の出入港時、岸壁付近の風速を確認し、次表の風速に達しているとき又は達するおそれがあると認めるときは、船長と協議のうえ、あらかじめ次表の曳船を手配するものとするが、実際の使用については、船長の判断による。

港 名	風 速	曳 船
函館港	約15m/s以上	2,000馬力以上 1隻
青森港	約15m/s以上	1,600馬力以上 1隻

(機器点検)

第14条 船長は、桟橋手前800m付近の安全な海域において、機関の後進(CPPの場合は翼角作動)、舵等の点検を実施する。これは、短い航路において、一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第15条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更、曳船の使用に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌等に記録し、1年間保存するものとする。曳船使用基準に達した又は達するおそれがあった場合における曳船の不使用については、判断理由を記載すること。